

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 18 日現在

機関番号：41501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370814

研究課題名(和文)宮座における歩射儀礼の歴史民俗学的比較研究

研究課題名(英文)History folkloric comparative study of shooting arrows while walking courtesy in MIYAZA

研究代表者

園部 寿樹 (Sonobe, Toshiki)

山形県立米沢女子短期大学・山形県立米沢女子短期大学・教授

研究者番号：10202144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：2013年度には対馬百矢・結鎮座・馬場家文書を調査した。2014年度には甞島諏訪神社・奈古神社を調査した。2015年度には松原八幡神社・護国寺文書・総持寺文書・伊和神社文書などを調査した。2016年度には久代村古記録・船越八幡神社百手を調査した。以上の調査により4本の研究論文を発表した(うち1本は予定)。「肥後国海東郷における名主座(ジंगा)について」。「比田勝廣義家文書・康次材木注文について」(吉田歓と共著)。「中世村落史研究と信仰・儀礼」。「宮座における歩射儀礼」(予定)。

研究成果の概要(英文)：I investigated TushimaMOMOYA,Kechin-ZA,the Babas document in 2013.I investigated Koshikijima Suwa Shrine,Nago Shrine in 2014. I investigated Matsubara-Hachiman Shrine, Gokokuji document, Sojiji document,iwa Shrine documents in 2015. I investigated Kushiro-mura historical records, Funakoshi-Hachiman Shrine MOMOTE in 2016. I announced three theses by the above-mentioned investigation. "Myoshuza(Jinga) in KAITO-GO of HIGO Country". "HIDAKATU Hiroyosi's Document, Koji Wood Order"(Yoshida Kan joint work). "The Middle Ages the Village History Study and Faith, Courtesy". "Shooting Arrows while Walking Courtesy in MIYAZA"(plan).

研究分野：日本中世史

キーワード：宮座儀礼 歩射 結鎮 百手 オビシャ 一宮 地域中核寺社 文化伝播

1. 研究開始当初の背景

宮座の儀礼については現在の儀礼を民俗学的に研究したものはみられるが、儀礼の発生や伝播、変質などを歴史学的に考察したものはほとんど存在しない。歩射儀礼そのものについては大寺社の結鎮儀礼に関する先駆的な研究がある。しかし、そのような大寺社の儀礼が宮座儀礼と如何に切り結ぶのかという点についての考察はなかった。それに対して藪部は「宮座儀礼の歴史民俗学的比較研究の課題―歩射儀礼を中心に―」（『日本中世政治文化論の射程』思文閣出版、2012年）や「唐菓子系宮座神饌の形成と展開」（『生活と文化の歴史学』2『年中行事・仏事・神事』竹林舎、2013年）で警鐘を鳴らし、研究の必要性を説いていた。

2. 研究の目的

本研究は、村落宮座における弓射儀礼の成立・伝播・地域的偏差について調査研究することを目的として行われた。具体的には、弓射儀礼のうち、結鎮・百手・オビシヤなどと称される歩射儀礼を扱った。歩射儀礼とは徒歩弓により、悪魔払いを目的とする儀礼である。同じ弓射儀礼である流鏝馬についても、歩射儀礼の考察を補うために、補完的に調査した。宮座における歩射儀礼の成立・伝播・地域的偏差について、歴史学・民俗学の研究方法を駆使して、調査研究を行った。

3. 研究の方法

(1) 宮座歩射儀礼の抽出調査

まず各地域の歩射儀礼の抽出を行った。各自治体史の通史編・史料編・民俗編を通覧し、歩射儀礼のある宮座を抽出した。調査は、近畿地方から開始して、西日本、東日本の順に行った。

(2) 特徴的な宮座歩射文書・儀礼の調査

上記の作業から得た情報により、特徴的な宮座歩射儀礼の古文書調査や現地調査を行った。特に文献史料を有する事例を優先的に調査し、文献史料上における歩射儀礼形成や変化の時期を考察した。また現存する歩射儀礼においても特徴的な事例に関して、現地調査を行った。

4. 研究成果

(1) 調査の成果

①2013年度

・馬場家文書の調査

西日本の宮座である名主座。本研究はこの名主座の存在を前提としている。従来は肥後国に名主座は存在しないと考えられていた。ところが馬場家には、肥後国海東郡八代郡海東郷に名主座存在したことを示す文書が残されていた。今回の調査により肥後国は名主座の分布領域である名主座リングの一環あることが証明された。本文書は歩射に直接関わるものではないが、重要な文書であるので、全文を翻刻しここに掲載する。

天正一一年(一五八三)八月肥後国海東村地見日記写 馬場家文書(馬場野人氏所蔵文書) ※一部、括弧書きを省略した。

天正十年<sup>かのとの</sup>八月 日  
巳

薩摩代地見 日記

馬場長門守殿

洲上丹波守殿

一壺町貳反		平原名
一七反五畝		平ノ名
一八反	内壺反神領	若市名
一貳町七反	内壺反神領	靄ノ名 (迫)
一九反		嫩廻ノ名 (迫)
一八反	内壺反井料神免	早廻ノ名
一六反壺畝	内壺反井料	和田ノ名
一三反壺畝	内壺反神領	吹ノ野名
一壺町壺反	内壺反井料 壺反地ノ神免	舞鳴名
一壺町六反	内壺反神免 壺反堂免	二ツ野名
一貳町壺畝	内壺反井料 壺反堂免	井蔵ノ名
一六反壺畝	内壺反森めん 壺反山ノ神免	蕨野名
一貳町壺反	内壺反井料	岩下ノ名
一四反		竹ノ中名
一貳町三反	内壺反井料 壺反堂免	栗木野名
一九反	内壺反神領 壺反森免	餅窪名
一壺町	内壺反井料 壺反天神免	舞木野名
一貳町貳反	内壺反井料	大野名
一壺町五反		靄巻名
一三反	内壺畝神領	城ノ名
一七反		中嶋名
一七反壺畝		口ノ坪名
一五反壺畝		九反分名
一九反壺畝		西ノ名
一九反		八重名

一壺町三反 内 壺反神領 三ツ瀬名  
                   壺反井料  
 一壺町四反 壺畝内 壺反堂免 森菌名  
                   壺反天神免  
 一壺町壺反 内 壺反神領 杉菌(カ)名  
                   壺反井料  
 一貳町四反 内 壺反井料 筒田ノ名  
                   壺反堂免  
 一壺町 内五反 仏供田 慈恩寺  
 一三町五反 内五反 仏供田 塔福寺  
 一壺町七反 内貳反 仏供田 普明寺  
 一七反 壺畝 内壺反 神領 谷名  
                   壺反 森免  
 一壺町五反 内 石神名  
                   壺反 井料  
 一六反 壺畝 内壺反 堂免 中原名  
 一貳反 五畝 上山ノ口  
 一貳反 五畝 下山ノ口  
 一三反 水守  
 一五反 土器  
   御用作  
     以上壺町五反  
   御祭り田  
     三反 三月三日  
     三反 五月五日  
     三反 九月十九日  
     三反 冬祭り田  
   以上壺町貳反  
   壺町四反 内 五反 領地分 大宮司  
                   九反 免田  
   壺町 内 五反 領地分 宣命  
                   五反 免田  
   四反 免田 ほうり分  
 以上田数四拾八町壺反壺畝  
   内  
   神領 以上四町  
 右、海東村名高附ケ相渡置申候、後日迄無  
 失念、宮座を相守可被申候、  
 弥相違有間敷候  
 以上  
   天正十一年 <sup>ミつのへ</sup> 八月廿一日  
                   むま

名連石伊豆守  
                   重吉  
 海東村右宗  
                   馬場長門守殿  
 弥宮祭相守可被申候  
                   以上  
 神くわノまつり之次第  
   つゝ田名  
 一  
   若市名  
   わた名  
 一  
   しやう名  
   もりその名  
 一  
   いし神名  
   わなり廻名  
 一  
   もちのくほ名  
   まふしき名  
 一  
   わらひの名  
   大野名  
 一  
   はやさこ名  
   つるまき名  
 一  
   いくら名  
   くり木の名  
 一  
   たに名  
   ふたつの名  
 一  
   すきその名  
**・鹿島神社の調査**  
 鹿島神社(奈良県香芝市)には結鎮座がある。結鎮とは歩射儀礼の古名である。この結鎮座の儀礼を見学した。ただし残念ながら現在、弓事は省略されている。また 2014 年度には結鎮座の古文書を奈良国立博物館で調査した。ここに結鎮座の古文書のうち中世関係のものの一覧を掲出する。  
 鹿島神社結鎮座文書  
 座衆帳 1 3 枚 3 卷 建久 7 (1196) 年～  
 修正修二莊嚴結鎮頭役差定 12 通 建武 2 (1334) 年～享徳 3 (1454) 年  
 経営古記 1 卷 応安 2 (1369) 年以前  
 寺納御日記 1 冊 延文 4 (1359) 年  
 座衆経営録 1 卷 文安元 (1444) 年  
 座衆経営録写 1 卷  
 下田ホウラクシサノホツソク次第 1 卷 永正元 (1504) 年  
 カシマノミヤホツソク次第 1 卷 永正元

(1504) 年

・比田勝広義家文書の調査

比田勝広義家文書（対馬市上対馬町比田勝）には百矢の信仰を示す古文書が残されている。この百矢の信仰は百手と密接な関係がある。当該文書の全文を掲出する。

一四六八（応仁二）年豊崎郡百矢注文・比田勝廣義家文書四九号（『上対馬町誌』史料編、上対馬町、二〇〇四年）読みは修正済み

（花押）[宗貞国]

といさきの郡内

百矢住（注）文次第不同

／宗かうつけ（上野）の守 百

宗とうたうみ（遠江）の守 五十

宗いなはの（因幡）の守 五十

／宗ゑもん（右衛門）の大輔 百

宗たちま（但馬）の守 百

くり屋彦太郎 三十

いま田いよ（伊予）の守 三十

／しうきやう（修行）とさ（土佐）守 十五

あしろ（網代）の太郎左衛門 五十

め（カ）原の太郎さへもん 十五

右、かの百矢の事、正月十一日におさまるへき所也

おうにん二ねん十二月廿三日

②2014 年度

・甌島諏訪神社の調査

鹿児島県の甌島にある諏訪神社には地侍層による宮座があった。それを示す資料である「三俣院記 真幸院記 甌島諏訪神社御神事由緒」を鹿児島大学図書館で撮影し、甌島諏訪神社の現地調査をおこなった。

・鹿島神社結鎮座文書の撮影

前述したように鹿島神社結鎮座文書を奈良国立博物館で撮影した。詳細は前述の通りなので、記載は省略する。

・奈古神社関係文書の調査

奈古神社（現奈古八幡神社。現宮崎県宮崎市）の古文書には、地域の有力寺社から村落へ歩射儀礼が伝播したと考えられる内容が含まれている。それを宮崎県文書センターで撮影した。その一部を掲出する。

一二六一（弘長元）年二月奈古神社領注文写（奈古神社文書二号、『宮崎県史』史料編 中世1、宮崎県、一九九〇年）

日向国宮崎庄内南方奈古名大宮司職事

（中略）

一々（所）ふしや田 三反

（下略）

一四六五（寛正六）年二月神事注文写（奈古神社文書四〇号）

（前略）

一ふしやの的之次第、是も六ヶ村ニ回り候也  
丑未年 池内村 寅申年 笠本之村  
卯酉年 和知瓦村 辰戌 本村之村  
巳亥年 柏田之村 子午年 和田之村

毎年正月七日不怠帳書之候也

寛政（正）六年乙酉二月吉日

③2015 年度

・松原八幡神社の文書と祭礼調査

松原八幡神社（兵庫県姫路市）の歩射関係文書と祭礼を調査した。関係文書の一部を掲出する。

一三〇〇（正安二）年任耀・小野幸員連署和与状（松原八幡神社文書四号、『兵庫県史』史料編中世2、兵庫県、一九八七年）

和与 播磨国御家人松原別宮惣檢校任耀与同国三野南条郷地頭河勾左衛門三郎幸員、相論条々和与事

目賀津毎年神役色々事

一修正月七ヶ日御行頭役事（中略）

一正月十七日歩射饗膳事（下略）

・護国寺文書の調査

護国寺文書（兵庫県南あわじ市）の歩射関係史料を調査した。その一部を掲出する。

一四七〇（文明二）年八月番役差定（護国寺文書二八号）

定

（帳）

賀集山護国[ ]番張事

野田村 寺方

一番 正井殿

高蔵村 下総殿

（萩カ）

西山殿

二番 西山村

河田殿

法花寺村 久米殿

三番 伯耆殿

牛田村 土居殿

鍛冶屋村 西殿御方

四番 栗井殿

中村 北嶋殿

忌部村 近藤殿

五番 道泉

立川瀬村 賀集殿

六番 福良

右守此旨、三宛可被勤御番所如件

庚

文明二年 八月十一日

寅

・総持寺文書

総持寺文書（兵庫県豊岡市）には但馬国一宮出石大社が歩射儀礼をしていたことを示す史料がある。現地調査は諸般の事情で実現しなかったが、豊岡市教育委員会のご厚意で、総持寺文書の一部を複写入手することができた。その一部を掲出する。

一四五一（宝徳三）年九月出石大社供僧方諸役目録（総持寺文書二号、『兵庫県史』史料編中世三、兵庫県、一九八八年）

一宮於出石大社供僧方諸役目録事

定（中略）

（正月）

一、十五日武射温泡出仕在、御頭ハ供僧ヨリ勤（中略）

一、十七日武射仁王講会在、為天下国土御祈禱也、（中略）

右為末代、神前御祈禱勤行出仕、御頭寺社諸役色々等、悉注置処如件

一和尚  
宝徳三年辛未九月七日 旭清（花押）  
年行事 覚舜（花押）

#### ・伊和神社文書

これも諸般の事情で現地調査はできなかつたが、宍粟市教育委員会のご厚意で伊和神社（兵庫県宍粟市）の古文書写真を入手できた。この文書は一宮から村落へ歩射儀礼が伝播する契機を示す重要な内容が含まれている。その一部を掲出する。

一四〇三（応永一〇）年二月染河内村名主・百姓等連署請文（伊和神社文書三九号、『兵庫県史』史料編中世三、兵庫県、一九八八年）  
播州一宮正月七日御の射手事

右於御神事者、任先例可勤仕候、於向後者、下輩之物立申ましく候、若聊下輩物にて御神事勤申候ハ、社家より罪科せられ可申候、仍請文如件

応永拾年二月七日

百姓等（花押）  
染河内村  
名主等（花押）

#### ④2016年度

##### ・久代村記録の調査

兵庫県川西市文化財資料館が収蔵している吉川五雄氏旧蔵久代村記録には、中世村落が歩射儀礼をしている比較的古い史料が含まれている。歩射に関係する記事の一部分を掲出する。

一五〇七（永正四）年久代村堂社修理田等之事（久代村古記録寺社部（抄）、吉川五雄氏所蔵久代村記録二号、『かわにし』（川西市史）第四巻 史料編Ⅰ、川西市、一九七六年）  
（前略）

柚ノ木ノ本

半 五斗三升式合五勺 御弓 二月十六日  
御武射田（下略）

##### ・船越八幡神社大浜地区百手儀礼の見学

3月12日に行われる香川県三豊市詫間町の船越八幡宮氏子地区の大浜で行われる百手を見学した。この百手に関しては、『西讃府志』の「百手」の項（36頁）に次のような記述がある。

大浜浦ニハ、明応元年ニ記セル定書ヲ伝ヘテ、今モ其如クスルトイヘリ、（中略）正月十一日卯ノ刻バカリニ社僧頭人村長船越ノ社ニ集ヒ、鬮ヲトリテ、頭ノ本ヲ定ム

一四九二（明応元）年という年代は近世における伝説であるが、戦国期から江戸前期ごろに大浜地区の百手は成立したのであろう。現在は船越八幡神社の神事であるかのごとく思われているが、もともとは船越八幡神社名主座から疎外されていた氏子集団の儀礼である。これは現在でも大字である大浜地区の儀礼として運営されていることから明らかである。

#### （2）研究成果の概要

##### ①西日本の名主座（宮座）の歩射儀礼

畿内近国の大寺社で行われていた歩射儀礼は、一宮や地域の中核寺社に伝播した。そして一宮や地域の中核寺社から村落宮座へと伝播した。この儀礼伝播は専ら西日本を中心になされていった。それにより中世西日本の村落宮座で歩射儀礼が盛んに行われた。その儀礼の名称は当初、結鎮であったが、次第に歩射と呼ばれるようになった。

##### ②西日本村落の百手とその背景

西日本の現存儀礼で顕著にみられるのは百手（ももて）である。百手は一般に宮座の儀礼と考えられてきたが、少なくとも現存する百手儀礼の出発点は宮座ではないと考えられる。

西日本の宮座である名主座でも歩射が行われていた。それに対して戦国期から近世にかけて、名主座から疎外されていた村落民が名主座に対抗していくようになる。その時、座外の村落民も歩射儀礼を行うようになるが、その歩射儀礼を百手と称するようになる。

百手の名称は、中世の射芸である百手（日本の矢を射て的当てを競うもの）に淵源している。また百手の背景には、百矢信仰という多数の矢のもつ悪魔祓いの呪力に対する信仰があると思われる。そのような神秘性を帯びた百手の名称を用いることにより、座外の村落民は名主座の歩射に対抗したと考えられる。

##### ③東海から関東のオビシヤ

東海から関東にかけて顕著にみられる歩射儀礼はオビシヤと呼ばれる。オビシヤは戦国期から近世にかけて近畿地方から伝播したと考えられる。しかしその伝播のありかたは西日本のように一宮や地域の中核寺社を介したのではないと思われる。詳細は不明で今後の課題であるが、現存するオビシヤ存儀礼の分布からみて、東海道などの道路交通網を通して個別的に伝播したのではないかと考えられる。

##### ④戦国期以降に東海・関東へ歩射儀礼が伝播した背景

東海や関東の歩射儀礼が戦国期以降に伝播した背景には、武士による流鏝馬儀礼の影響があると思われる。

流鏝馬は本来、軍事演習である。しかし源頼朝により鶴岡八幡宮放生会に流鏝馬が奉納されたことにより、武士を主体とする祭祀儀礼となっていった。そしてもともと弓矢に悪魔祓いの呪力があると考えられていたところから、神社祭祀に取り入れられた。流鏝馬にも悪魔祓いの呪力が期待されたものと思われる。この流鏝馬の流行により、同じく悪魔祓いの儀礼である歩射の導入が遅れたと考えられる。

また東海・関東における中世村落祭祀集団が未成熟であったことも、歩射の導入が遅れたことの一因である。

ただし西日本では流鏝馬の導入時期とほぼ重なって歩射が導入されたことにより、武士の流鏝馬、村落宮座の歩射としてお互いに

競合することなく、併存していた。

#### ⑤東北に歩射儀礼が存在しない背景

東北地方には歩射儀礼が存在しない。東海・関東と同様に東北地方でも中世村落の祭祀集団が未成熟であった。北遷してきた武士によりもたらされた流鏝馬が中世東北における悪魔祓い儀礼の中核にあったものと思われる。

近世になっても関東からの歩射儀礼の伝播は東北には及ばなかった。そこで、近世になって確立してくる村落祭祀集団は、悪魔祓いの儀礼として獅子舞を選んだ。東北地方の獅子舞は独り立ちや連れ立ちの独特な儀礼として発展した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 藪部寿樹 「肥後国海東郷における名主座 (ジंगा) について」、査読なし、『米沢史学』29号、2013年10月、P43～P53
- ② 吉田歆・藪部寿樹 「比田勝廣義家文書・康次材木注文について」、査読なし、『米沢史学』30号、2014年10月、p175～p178
- ③ 藪部寿樹 「中世村落史研究と信仰・儀礼—歴史学と民俗学のはざまから—」、査読なし、『山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所報告』44号、2017年3月、P25～P38
- ④ 藪部寿樹 「宮座における歩射儀礼—結鎮・百手・オビシヤー」、査読なし、『米沢史学』33号、2017年10月刊行予定

[学会発表] (計0件)

[図書] (計0件)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

藪部 寿樹 (Sonobe Toshiki)  
山形県立米沢女子短期大学・日本史学科・教授  
研究者番号：10202144

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし

##### (4) 研究協力者

関 周一 (Seki Shuichi)

つくば国際大学非常勤講師 (当時)

田代 博志 (Tashiro Hiroshi)

加世田郷土資料館学芸員 (当時)